

第2回 熊本市都市マスタープラン策定委員会

平成29年2月3日(金)14:30～
熊本市役所 11階会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

第1回会議を踏まえた修正事項について
その他

3 閉 会

熊本市都市マスタープラン策定委員会委員 名簿

種別	分野	委員		役職等	第2回 策定委員会 出欠状況
学識 (8名)	都市計画	委員長 両角 光男	もろずみ みつお	熊本大学 名誉教授・顧問	出席
	地域・福祉	相藤 絹代	あいとう きぬよ	熊本学園大学 社会福祉学部 准教授	出席
	経済政策	上山 圭司	うえやま けいじ	熊本商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長	出席
	農政政策	佐藤 和弘	さとう かずひろ	(株) 地域総研 代表取締役	出席
	交通計画	田中 聖人	たなか せいじん	元 東海大学 教授	出席
	環境政策	原 育美	はら いくみ	環境ネットワークくまもと 副代表	出席
	住宅政策	本間 里見	ほんま りけん	熊本大学大学院 先端科学研究部 准教授	欠席
	都市防災	松田 泰治	まつだ たいじ	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授	出席

熊本市都市マスタープラン策定委員会運営要綱

制定 平成24年 4月 1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属期間設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市都市マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 本市が定める都市マスタープランに関する事項
- (2) その他策定委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、都市マスタープラン策定までとする。
- 3 策定委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、策定委員会に関する会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庁内検討会議)

第4条 策定委員会を円滑に運営するために庁内検討会議を置く。

- 2 庁内検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討することを目的とする。
 - (1) 都市マスタープランの素案に関する事項
 - (2) 前号で掲げるもののほか、策定委員会の円滑な運営のため庁内検討会議が必要と認める事項
- 3 庁内検討会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 庁内検討会議の議長は、都市建設局次長をもって充てる。
- 5 庁内検討会議は、必要に応じて議長が招集する。

(会議)

第5条 委員長は、策定委員会を招集するとともに、議長を務める。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市建設局都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

庁内検討会議を構成する委員

1	都市建設局次長
2	危機管理防災総室副室長
3	企画課長
4	区政推進課長
5	市民協働推進課長
6	健康福祉政策課長
7	環境政策課長
8	緑保全課長
9	水保全課長

10	産業政策課長
11	商工振興課長
12	農業政策課長
13	シティプロモーション課長
14	都市政策課長
15	都心活性推進課長
16	交通政策総室副室長
17	開発景観課長
18	河川公園課長
19	熊本駅周辺整備事務所副所長
20	建築計画課長
21	住宅課長
22	土木総務課長
23	中央区総務企画課長
24	東区総務企画課長
25	西区総務企画課長
26	南区総務企画課長
27	北区総務企画課長
28	計画調整課長
29	農業委員会事務局副事務局長

備考 都市建設局次長は、熊本市都市マスタープラン策定委員会の事務を所管する者に限る